

参加無料 定員30名

知らなかったでは済まされない！

働き方改革法セミナー 参加者募集！

セミナー概要 ～中小企業の対応策とは～

昨年6月、国会で働き方改革法案が成立。この4月から段階的に施行されています。この改正によって、初めて時間外労働に法的上限が設けられるなど、労働基準法が大きく改正されました。労基法違反は罰則が適用になります。

中小企業にとっては、関係法規を十分理解し、従業員と話し合い、法令違反にならないよう対応を迫られています。このセミナーを通して改正法の内容と対応策を解説いたします。

- なぜ働き方改革が必要なのか
- 労働時間の上限規制への対応
- 年次有給休暇制度の現状と課題
- 同一労働・同一賃金実現への対応

**セミナー
参加者
特典**

働き方改革法についての無料相談受付！

「さらに制度について詳しく聞いてみたい」との声に応えるため
講師によるセミナー参加者皆さま限定の無料個別相談を受付けます。

※相談日時は別途打合せさせていただきます。

※ご希望の方は、宛名面の【FAX申込票欄】の個別相談を希望するに✓点を入れて送信してください。
(担当者から個別にご連絡いたします)

開催日時 **令和2年3月12日(木)**

〈受付開始〉午後1時30分から

〈セミナー〉午後2時～午後4時25分(終了予定)

開催場所 **旭川市科学館サイパル**

1階学習研修室

旭川市宮前1条3丁目3-32 無料駐車場あり

講師

社会保険労務士法人 今井事務所
特定社会保険労務士

いまい たかゆき

今井 貴之氏



〈略歴〉

- 平成20年11月 社会保険労務士試験 合格
- 平成21年 9月 社会保険労務士事務所 開業
- 平成25年 1月 社会保険労務士法人化 代表就任
- 平成25年 4月 特定社会保険労務士 付記

〈講演活動等〉

建設業における魅力ある職場づくり実践セミナー(北海道労働局)、建設労働者雇用支援事業「雇用管理研修」(厚生労働省)、中小建設会社の人材確保のための雇用管理改善啓発セミナー(北海道労働局)、非正規雇用者キャリアアップセミナー(北海道)、地域雇用おこしセミナー「働き始める若者へ」(北海道(上川振興局))、旭川市・旭川地方務局の業務委託契約にかかる入札審査についての評価委員や中小企業庁の専門家派遣事業による企業派遣実績多数。



参加申込方法 **3月2日(月)までに宛名面のFAX申込票に必要事項をご記入**の上、お申込みください。

※お申込みいただいた内容につきましては、本事業以外の目的には使用いたしません。

裏面へ▶

お申込み
お問合せ

上川中部季節労働者通年雇用促進協議会

〒070-0036 旭川市6条通10丁目 旭川市役所第三庁舎3階 経済部経済総務課内

TEL. 0166-26-3601

FAX. 0166-26-7093

午前8:45～午後5:15(土日・祝日を除く)

<https://www.kamikawa-tsunen.jp>

上川 通年雇用

検索

